

印西市ファミリーサポートセンターの報酬等に関する基準

印西市ファミリーサポートセンター会則第 17 条の規定に基づく報酬等の額を次のように定める。

1 報酬

利用会員が提供会員に支払う報酬等の額の基準は、次のとおりとする。

区 分	報 酬 の 額
月曜日から金曜日までの 午前 6 時から午後 10 時	1 時間当たり 7 0 0 円 (1 人につき)
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 及び 1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 4 日並びに 上記の時間帯以外の時間	1 時間当たり 9 0 0 円 (1 人につき)

備考

- (1) 援助時間が 1 時間を超えるときは、その超えた時間が 3 0 分未満の場合は上表に規定する 1 時間当たりの金額の半額とし、3 0 分以上の場合は 1 時間当たりの金額とする。
- (2) 兄弟姉妹の同時送迎のみの場合、2 人目以降の報酬額は半額とする。
- (3) 利用会員が援助の依頼を取り消す場合における報酬の基準は、次のとおりとする。
 - ① 事前打ち合わせの実施開始までに申し出たとき……………無料
 - ② 事前打ち合わせを実施してから利用予定時刻の 1 時間前までの間に申し出たとき…………… 1 時間分に相当する額
 - ③ 利用予定時刻の 1 時間前までに申し出をせず、利用しなかったとき……………全額
 - ④ 事前打ち合わせを実施しない場合、次のとおりとする。
 - ア 利用予定日の前日までに申し出たとき……………無料
 - イ 利用予定時刻の 1 時間前までに申し出たとき…………… 1 時間分に相当する額
 - ウ 利用予定時刻の 1 時間前までに申し出をせず、利用しなかったとき……………全額

2 実費

利用会員は、援助活動に要した次の費用を提供会員に支払うものとする。

- (1) 子どもの送迎等に係る交通費
- (2) 提供会員が用意した飲食物、おむつ等の費用

3 支払方法

報酬及び実費は、その日の援助活動終了後速やかに支払うものとする。